

平成23年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 井上和弘

平成21年(ワ)第3484号 弁護士報酬請求事件

口頭弁論終結日 平成23年3月11日

判 決

稲 葉 恭 治

綾 部 祥 一 郎

杉 本 三 郎

橋 本 光 治

星 川 ノ ブ 子

7号

益 子 良 一

山 本 千 種

原告兼上記原告ら訴訟代理人弁護士

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

大 川 隆 司

木 村 和 夫

篠 原 義 仁

渡 辺 登 代 美

森 田 明

小 沢 弘 子

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜地方裁判所

被 告 横 浜 市
同 代 表 者 市 長 林 文 子
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 金 子 泰 輔

東京都港区港南2丁目16番5号

被 告 補 助 参 加 人 三 菱 重 工 業 株 式 会 社
同 代 表 者 代 表 取 締 役 大 宮 英 明
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 藤 井 正 夫
同 島 田 邦 雄
同 田 子 真 也
同 箴 島 裕 斗 志
同 坂 本 倫 子

主 文

- 1 被告は、原告ら各自に対し、金1億円及びこれに対する平成21年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とし、補助参加によって生じた費用は被告補助参加人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被告が被告補助参加人及びJFEエンジニアリング株式会社（以下、被告補助参加人を「補助参加人」、JFEエンジニアリング株式会社を「JFE」といい、両社を合わせて「補助参加人ら」という。）に発注した2件のゴミ焼却施設建設工事（以下「本件各工事」という。）において、補助参加人らが談合（以下「本件談合」という。）をしたとして、被告の住民である原告らが、本件の原告ら訴訟代理人弁護士及び原告兼原告ら訴訟代理人弁護士大川隆

横浜地方裁判所

司（以下「原告ら代理人」という。）に訴訟委任をした上、補助参加人らを相手方として平成14年法律第4号による改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」という。）242条の2第1項4号に基づき提起した住民訴訟に勝訴したとして、同条7項に基づき、住民訴訟の弁護士報酬相当額2億1415万円の一部請求として、1億円及びこれに対する訴状送達の日（平成21年7月25日）から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めた事案である。

2 前提事実（末尾に証拠の記載のないものは、争いのない事実である。）

(1) 原告らほか2名は、補助参加人らが本件談合を行ったとして、横浜市長及び補助参加人らを相手方として、横浜市長に対しては、横浜市長が補助参加人らに対する支払を求める請求を怠る事実が違法であることの確認を、補助参加人に対しては、19億1580万円及びこれに対する平成6年9月15日から、JFEに対しては、41億2000万円及びこれに対する同7年9月22日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める住民訴訟を同12年7月21日付けで横浜地方裁判所に提起した（同裁判所同12年（行ウ）第34号。以下「前訴第1審」という。）。その際、原告らは、原告ら代理人に訴訟委任をした（ただし、原告大川隆司の自身への委任を除く。以下、同様とする。）。なお、原告らほか2名は、当初、山田泰弁護士（以下「山田弁護士」という。）にも訴訟委任をしていたが、山田弁護士は前訴第1審係属中に辞任した。また、前訴第1審係属中に原告ら以外の2名の内の1名が訴えを取り下げた。（甲1，11，乙41（ただし、枝番を含む。））

前訴第1審は、本件談合の存在を認め、補助参加人に対し、9億5790万円及びこれに対する同11年3月31日から、JFEに対し、20億6000万円及びこれに対する同13年3月31日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で原告らの請求を認容し、また、

横浜市長が補助参加人らに対する上記各金員の支払を求める請求を怠る事実がいずれも違法であることを確認する旨の判決をした。

これに対し、横浜市長は控訴せず上記判決が確定したが、補助参加人らは東京高等裁判所に控訴し、原告らは原告ら代理人に訴訟委任をした上、附帯控訴をした（同裁判所同18年（行コ）第191号、第240号。以下「前訴第2審」という。）。

前訴第2審においては、被告が原告らの補助参加人として訴訟に参加した。前訴第2審は、前訴第1審判決を遅延損害金の起算日を50日程度繰り下げの限度で変更し、補助参加人に対し、9億5790万円及びこれに対する同11年5月18日から、JFEに対し、20億6000万円及びこれに対する同13年5月18日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じる判決をした（なお、前訴第2審係属中に、原告ら以外の1名の共同訴訟人は訴えを取り下げた。）。(甲2)

補助参加人らは前訴第2審判決に対し、それぞれ最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをした（同裁判所同20年（行ツ）第206号・同年（行ヒ）第234号、同裁判所同年（行ツ）第207号・同年（行ヒ）第235号。以下「前訴上告審」という。）が、前訴上告審は、補助参加人らの各上告をいずれも棄却し、上告受理の各申立てをいずれも受理しない旨の決定をしたため、住民側の一部勝訴判決が確定した（以下、前訴第1審から前訴上告審までの一連の訴訟を「前訴住民訴訟」という。）。

- (2) 前訴住民訴訟の結果、被告に対し、平成21年4月28日、JFEから28億7835万6164円（元本20億6000万円と遅延損害金8億1835万6164円の合計額）が、同年5月13日、補助参加人から14億3619万3904円（元本9億5790万円と遅延損害金4億7829万3904円の合計額）がそれぞれ支払われた（以上合計43億1455万0068円）。

(3) かつて弁護士報酬については、日本弁護士連合会の定める基準に従って各弁護士会が報酬規程を制定しており、横浜弁護士会においても横浜弁護士会報酬規程（甲7の2。以下「本件報酬規程」という。）が制定されていたが、弁護士法の改正に伴い、本件報酬規程は平成16年3月31日をもって廃止された。そこで、被告は、同年4月13日付け総務局長決裁の形式により、被告が訴訟事務を弁護士に委任する場合の報酬についての考え方を整理し、従前の本件報酬規程を用いて弁護士報酬を算定することが最も合理的かつ妥当であるとして、それ以降も本件報酬規程を用いて弁護士報酬を算定することとした。（甲7の1）

(4) 本件報酬規程においては、民事事件の着手金及び報酬金につき、次の趣旨の規定がある。（甲7の2）

ア 弁護士報酬の減免等（8条）

依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は、弁護士報酬の支払時期を変更し、又はこれを減額若しくは免除することができる（1項）。

イ 民事事件の着手金及び報酬金の算定基準（13条）

着手金及び報酬金については、特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

ウ 算定可能な場合の経済的利益（14条）

金銭債権における経済的利益の額は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）によって算定する（1号）。

エ 経済的利益算定の特則（15条）

14条により算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない（1項）。

オ 民事事件の着手金及び報酬金（17条）

訴訟事件等の着手金及び報酬金は、特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する。

- (ア) 経済的利益の額が300万円以下の部分については、着手金8%、報酬金16%、300万円を超え3000万円以下の部分については、着手金5%、報酬金10%、3000万円を超え3億円以下の部分については、着手金3%、報酬金6%、3億円を超える部分については、着手金2%、報酬金4%とする（1項）。
- (イ) 着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる（2項）。
- (ウ) 民事事件につき、同一の弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、1項及び2項の規定にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる（3項）。
- (エ) 1項ないし3項の着手金は、原則として、10万円を最低額とする（4項）。

3 争点

本件においては、旧地方自治法242条の2第7項における「相当と認められる額」（以下「相当報酬額」という。）をいくらと認定すべきかが争点である。

（原告らの主張）

- (1) 原告らと原告ら代理人との間の報酬合意（以下「本件報酬合意」という。）の有無等

前訴住民訴訟の提起に先立ち、原告らは、原告ら代理人で構成される弁護士団との間で、住民側の勝訴が確定した場合には、原告ら代理人に対し、本件報酬規程により算定される報酬額を支払う旨、ただし、横浜市が負担する相当報酬額を超える部分については、これを免除する旨の合意をした。

被告は、原告らが主張する本件報酬合意は、不明確・不確定であるから、それがあつたとしても、原告らは被告に相当報酬額を請求できないと主張するが、旧地方自治法242条の2第1項4号に基づく住民訴訟（以下「旧4号住民訴訟」という。）における原告住民と訴訟代理人弁護士との間の報酬契約においては、原告住民が勝訴した場合の弁護士報酬につき、勝訴判決の確定後に旧地方自治法242条の2第7項に基づいて原告住民が地方公共団体から現実に支払を受ける額をもって報酬額と定めるのが合理的であり（本件報酬合意も実質的にこれと同趣旨の合意である。）、裁判所において前訴住民訴訟における弁護団の弁護活動に対する報酬として相当報酬額を定めれば足りるから、本件報酬合意が原告ら主張のとおりであっても、相当報酬額の請求をすることができる。

(2) 相当報酬額の認定方法

旧地方自治法242条の2第7項にいう「相当と認められる額」について、その具体的な額を認定するに当たっては、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額、判決の結果普通地方公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当であり（最高裁判所平成21年4月23日第一小法廷判決・民集63巻4号703頁参照）、その認定の際には、特に、認容額及び回収額を重要な考慮要素として勘案すべきである。

そして、本件報酬規程が、その廃止後も適正妥当な弁護士報酬を定める基準として広く運用されてきたものであり、被告においても、他の事件において本件報酬規程を用いて弁護士報酬を算定しているのであるから、本件報酬規程に従って相当報酬額を認定すべきである。

(3) 具体的な相当報酬額

ア 前訴住民訴訟において、被告が回収済みの合計43億1455万0068円が「経済的利益」になるところ、審級毎の着手金の額は、それぞれ8

998万円(=43億1455万0068円×2%+369万円。ただし、1万円未満切り捨て。以下同じ。)であるが、同一の訴訟代理人が第1審及び第2審を通じて受任したことに伴い、各着手金の合計額(1億7996万円)を70%に減額した1億2597万円が、本件において原告らが原告ら代理人に対して支払うべき着手金となる。また、報酬金の額は1億7996万円(=43億1455万0068円×4%+738万円)となる。

したがって、着手金と報酬金の合計3億0593万円が原告らが原告ら代理人に支払う弁護士報酬金額の目安となる。ところで、事案の難易や弁護士が要した労力の程度などにおいて特段の減額事由がない限り、減額の程度については、住民訴訟の性格を勘案して、標準額の30%の減額を限度とすべきであるから、本件における相当報酬額は、2億1415万円(=3億0593万円×70%)となる。

なお、前訴住民訴訟は、公正取引委員会が平成6年4月から同10年9月までに入札が執行された同種案件とともに本件談合を独占禁止法違反事件として摘発し、同11年8月13日に排除勧告を行ったことを端緒として提起されたものであり、本件談合の立証のためには公正取引委員会に係属していた平成11年(判)第4号審判事件(以下「本件審判事件」という。)の事件記録中の資料や関係者の供述等が不可欠であったところ、原告らは、これらの立証資料を入手するために私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(ただし、平成17年法律第35号による改正前のもの。以下「旧独占禁止法」という。)69条に基づく閲覧謄写請求を行い、最高裁判所同15年9月9日第三小法廷判決・集民210号595頁によって初めて上記資料等を入手できたのである。このように、証拠を確保するために別途訴訟をしなければならず、前訴住民訴訟は極めて困難な事案であったから、少なくとも訴訟の難易度を理由に相当報酬額を減額すべき

ではない。

イ 被告は、経済的利益の金額の算定に当たり、遅延損害金を除外すべきと主張するが、本件報酬規程14条1号は遅延損害金を含む旨を明記している。

また、被告は、被告から国への国庫補助金返還分及び余分に起債した市債の金利負担分を回収額から控除すべきと主張するが、国庫補助金の返還は、地方公共団体と国との内部関係に関するものにすぎず、前訴住民訴訟における訴訟物と全く異なるものであるし、国庫補助金返還額の算定基礎は基本損害のみであって、弁護士報酬に相当する部分はこれに含まれず、返納金を回収するための費用を地方公共団体が負担したままの状態になるものではないから、相当報酬額の認定に当たって考慮すべき事情ではない。市債金利負担分については、被告が損害賠償金の元本のほかに遅延損害金を取得している以上、それによって十分に賄われている。

さらに、被告は、本件報酬規程8条1項や15条1項による減額をすべきと主張するが、8条1項にいう「依頼者の資力」は、最終的な費用負担者である被告を基準として把握すべきであり、経済的資力に乏しい等の要件には当たらないし、15条1項が減額について規定した趣旨は、額面上の債権額と実質的回収見込額が大幅に異なる場合に額面上の債権額を基準とすることが妥当といえないという点にあるから、本件では適用の基礎を欠く。また、被告は、自ら弁護士に訴訟委任をする場合には、本件報酬規程に規定された以上の減額を一般的に行っていると主張するが、これは、被告の職員が指定代理人として訴訟行為をする権限を有しており、弁護士による代理が必要不可欠とはいえないことなど、8条1項にいう「特別の事情」が考慮されたためと考えられ、本件においては失当である。

加えて、被告は、前訴住民訴訟が、実質的に訴訟当事者であった原告兼その余の原告ら訴訟代理人弁護士大川隆司（以下「大川弁護士」という。）

の本人訴訟であったなどと主張するが、前訴住民訴訟において、大川弁護士以外の原告ら代理人も口頭弁論期日等に出頭しているほか、弁護団においては、大川弁護士以外の原告ら代理人も会議や書面の作成等に携わっており、被告の上記主張は失当である。

補助参加人は、さらに①前訴住民訴訟における原告らの請求の認容率が低く、これを相当報酬額の認定の際にも考慮すべきである、②前訴第2審において原告らが訴訟を継続する必要がなく、訴訟活動も無用であったと主張する。しかし、①原告らは、着手金及び報酬金の算定に当たり、前訴住民訴訟における請求額ではなく認容額を基準としており、認容率の高さによって衡平の観念に反することにはなりえないこと、②前訴第2審において、原告らが訴訟を継続しなければ、補助参加をした被告が訴訟を継続することはできないこと、原告らの訴訟活動により前訴第1審による判断が基本的に維持されたことからして、補助参加人の上記主張は失当である。

(被告の主張)

(1) 本件報酬合意の有無等

原告らの主張する本件報酬合意の存在は否認する。

相当報酬額は、住民訴訟の原告住民とその訴訟代理人弁護士との間において合意された報酬額の範囲内で認定するものとされており、報酬合意の存在が相当報酬額の請求の前提となる。

本件においては、本件報酬合意の立証がない。仮に、原告らが主張するような本件報酬合意があったとしても、そこでは、原告ら代理人の報酬額が相当報酬額を上回るとは限らないのに、何らの根拠もなく原告ら代理人の報酬額が相当報酬額を上回ることが前提とされているから、結局、原告らが主張する本件報酬合意の内容は、不明確・不確定と言わざるを得ず、原告らが、被告に対し、相当報酬額を請求することはできないというべきである。そうでないとしても、原告らと原告ら代理人との間においては、少なくとも着手

金を支払う旨の合意はされていない。

また、前訴住民訴訟は、訴訟当事者でもあった大川弁護士がほぼ単独で遂行した本人訴訟であるか、又は、大川弁護士以外の原告らが原告団の一員である大川弁護士に訴訟遂行という業務執行を委任し、大川弁護士が業務執行組合員という立場で遂行したものにすぎないから、原告らには原告ら代理人に対する報酬支払義務がない。

(2) 相当報酬額の認定方法

原告らの主張は争う。

仮に、本件において、原告らが参照する最高裁判所平成21年4月23日第一小法廷判決の認定基準が採られるとしても、相当報酬額の認定に当たり、本件報酬規程を基準とする必然性はない（そもそも、本件報酬規程には何ら基準性がない。）。本件報酬規程による報酬額は、あくまでも参考程度に止めるべきであって、相当報酬額はその金額よりも低額であるべきである。

また、原告らは、認容額及び回収額を重要な考慮要素として勘案すべきと主張するところ、これは、認容額及び回収額が従たる要素に止まらないという意味において妥当するにすぎず、事案の難易や弁護士が要した労力の程度及び時間、住民訴訟の性格その他諸般の事情という要素に比してなお優越視すべきものではない。

(3) 具体的な相当報酬額

原告らの主張する相当報酬額は争う。

原告らは、前訴住民訴訟における認容額につき、元金のほかに遅延損害金相当額を含めて主張しているが、仮に相当報酬額に着手金が含まれるとしても、訴訟提起時には遅延損害金の金額を算定することはできないから、着手金算定の基礎となる認容額は元金のみをいうものと解すべきであり、本件においては、補助参加人に対する請求に係る9億5790万円とJFEに対する請求に係る20億6000万円の合計30億1790万円となる。

本件談合に係るごみ焼却施設建設事業に対しては、国庫補助事業の執行として国庫補助金が交付されていたところ、本件談合により被告が被った損害額が返還された場合には、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律の定めに従い、当該国庫補助金の一部を国に返還しなければならず、経済的利益を検討する際にも、上記返還分を控除すべきである。また、本件談合により、被告は、本来必要な金額を上回る市債の起債を余儀なくされており、この余分に起債した市債に係る金利負担額も控除すべきである。これらの控除額は、合計6019万2520円（国庫補助金返還分874万5750円と前訴住民訴訟提起時点における市債金利負担額5144万6770円の合計額）となるから、経済的利益の金額は29億5770万7480円（＝30億1790万円－6019万2520円）である。

そうすると、前訴第1審に係る着手金は6284万円（＝29億5770万7480円×2%＋369万円）となり、前訴第2審着手金については、前訴住民訴訟において横浜市長が控訴せず、前訴第2審から被告が原告らに補助参加したこと、前訴第2審の審理期間が1年であり、新たな争点は付加されていないことにかんがみて7割を減額するのが相当であり、1885万円（＝6284万円×30%）となる。

次に、報酬金の算定に当たり、地方公共団体の回収額は、元金のみを対象とし、遅延損害金を含めるべきではないから、30億1790万円となる。また、上記と同様、国庫補助金返還分及び市債金利負担額の合計3億0161万8580円（国庫補助金返還分874万5750円と前訴住民訴訟確定に伴う回収時点における市債金利負担額2億9287万2830円の合計額）を控除すべきであり、経済的利益の金額は27億1628万1420円（＝30億1790万円－3億0161万8580円）となる。

そうすると、報酬金は1億1603万円（＝27億1628万1420円×4%＋738万円）となる。

以上より、本件報酬規程に基づく着手金及び報酬金の合計額は、1億9772万円（＝6284万円＋1885万円＋1億1603万円）となる。

上記のとおり、相当報酬額の認定に当たり、あくまでも本件報酬規程による算定額は参考程度に止めるべきであるが、本件報酬規程に従ったとしても、①前訴住民訴訟における本件談合に関する書証のほとんどが本件審判事件の事件記録を謄写したものであること（なお、原告らは、事件記録を謄写するために別途訴訟をする必要があったと主張するが、別件の訴訟は前訴住民訴訟のためだけに行われたものではないから、本件において考慮すべきでない。）、②前訴第1審においては、原告らが、横浜市長に対する損害賠償請求を怠る事実の違法確認請求も合わせて行い、その点が重要な争点となったが、これは被告の損害回復に直結するものではないこと、③前訴第2審において、原告らが行った附帯控訴は棄却されていることからすれば、本件報酬規程17条2項により少なくとも30%の減額をすべきであり、その金額は1億3840万円（＝1億9772万円×70%）となる。

さらに、住民訴訟の公益的性格等にかんがみ、本件報酬規程8条1項や15条1項による減額も合わせて行うべきであり（実際に、被告において弁護士に訴訟事務を委任する場合においても、本件報酬規程17条1項によって機械的に報酬額を算定しているわけではないし、同条2項による30%の減額に止まらず、さらに8条1項や15条1項による減額を一般的に行っている。）、本件においては、他の同種訴訟における減額幅等も考慮して、上記金額の70%を減額すべきであって、4152万円（＝1億3840万円×30%）となる。

加えて、上記のとおり、本件においては、大川弁護士が当事者本人として前訴住民訴訟を遂行したと見るべきであるから、本件における相当報酬額を認定する際には、大川弁護士以外の原告ら代理人が現実に行った活動のみを評価の対象とすべきである。そして、原告らは、前訴住民訴訟において、大

川弁護士以外の原告ら代理人がいかなる活動を行ったかを立証しないから、これを勘案することはできず、結局、前訴住民訴訟の各期日への出廷状況（前訴第1審、前訴第2審の合計33回（出廷人数は延べ49人）の期日の内、大川弁護士以外の原告ら代理人が出頭した回数は19回（大川弁護士以外の原告ら代理人の出廷人数は延べ19人）、その内、大川弁護士が出頭しなかった回数は3回である。）からすれば、大川弁護士以外の原告ら代理人の寄与度は全体の10%程度と考えるべきである。

したがって、本件における相当報酬額は、415万円（＝4152万円×10%）となる。

（補助参加人の主張）

前訴住民訴訟において、原告らは本件各工事の契約金額の10%相当額を損害として請求していたが、判決においては、わずか5%相当額が損害と認められたにすぎず、原告ら代理人の訴訟活動の多くは奏功していないのであって、このことは弁護士が要した労力の程度を計る上でも勘案すべきである。

また、前訴第2審においては、被告が原告らに補助参加して本件談合の存在を前提とした主張立証を行った上、補助参加人らに対して本件談合を理由とした損害賠償請求を行ったのであるから、原告らにおいて訴訟を継続する必要はなく、前訴第2審における弁護士報酬相当額を被告が負担すべき理由はない。相当報酬額の認定に当たっては、勝訴を得るために必要ないし相当であった訴訟活動をその対象とすべきであり、不相当な訴訟活動はこれを除外すべきところ、前訴第2審において原告らの附帯控訴は認容されず、かえって、遅延損害金の起算点につき原告ら及び被告に不利な判断がされたのであるから、原告ら代理人の控訴審における訴訟活動は勝訴を得るためには不要であったといえる。

さらに、大川弁護士が住民の訴訟代理人となって提起した他の焼却炉建設工事の談合に係る住民訴訟においては、弁護士報酬につき、和解金額の約1.0

8%相当額を弁護士報酬とすることを是認し合意しており、大川弁護士が、自らが行った訴訟活動の対価として、1.08%相当額が必要かつ十分なものであると認識していたものといえるから、本件においても相当報酬額の認定に当たり考慮すべきである。

その他、被告の主張を援用し、本件における相当報酬額は415万円が相当である。

第3 争点に対する判断

1 相当報酬額の認定方法

旧地方自治法242条の2の定める住民訴訟は、住民が、自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として、自己を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として提起するものであり、これに勝訴すると、結果として普通地方公共団体の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が防止され又は是認されることになる。特に、旧4号住民訴訟は、住民が普通地方公共団体に代わって提起するものであり、この訴訟において住民が勝訴したときは、そこで求められた是正等の措置が本来普通地方公共団体の自ら行うべき事務であったことが明らかとなり、かつ、これにより普通地方公共団体が現実に経済的利益を受けることになるのであるから、住民がそのために費やした費用をすべて負担しなければならないとすることは、衡平の理念に照らし適当とはいえない。そこで、同条7項は、旧4号住民訴訟を提起した住民が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合に、その訴訟を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を普通地方公共団体に対して請求することができることとしたのである。

旧地方自治法242条の2第7項の以上のような立法趣旨に照らすと、同項にいう「相当と認められる額」とは、旧4号住民訴訟を提起した住民訴訟において住民から訴訟委任を受けた弁護士が当該訴訟のために行った活動の対価と

して必要かつ十分な程度として社会通念上適正妥当と認められる額をいい、その具体的な額は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、認容された額、判決の結果普通地方公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である（最高裁判所平成21年4月23日第一小法廷判決・民集63巻4号703頁参照）。ここで、本件報酬規程と上記の認定方法との関係については、原告らと被告らで争いがあるが、本件報酬規程が、弁護士報酬額につき自由競争原理を働かせ、報酬額を合理化するという報酬自由化の流れによって（公知の事実）、前提事実認定のとおりすでに廃止されたことも総合考慮すると、本件報酬規程に基づく算定は、参考となるべき、その他諸般の事情の一事情にすぎないものと解される。以下、上記考慮要素について、具体的に検討し、相当報酬額を認定する。

2 本件における相当報酬額の認定の基礎となる事情等

上記前提事実と証拠（甲1ないし4、7、11、12、35、36、乙5ないし45、47ないし100、丙2（ただし、枝番を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(1) 前訴住民訴訟の経緯

ア 原告らは、原告ら代理人との間で、住民側の勝訴が確定した場合には、原告ら代理人に本件報酬規程により算定される報酬額を支払う旨、ただし、横浜市が負担する相当報酬額を超える部分については、これを免除する旨を約して原告ら代理人に訴訟委任をし、平成12年7月21日、補助参加人ら及び横浜市長を相手方として前訴住民訴訟を提起した（ただし、大川弁護士は、自身を除く原告らから訴訟委任を受けた。また、当初、原告らの訴訟代理人であった山田弁護士は、前訴第1審係属中に辞任した。）。

前訴第1審は、同18年2月15日に弁論を終結した上、同年6月21日に判決し、これに対して横浜市長は控訴しなかったが、補助参加人らは

控訴し、原告らは附帯控訴をした。

前訴第2審において、被告が原告らの補助参加人として訴訟に参加した。前訴第2審は、同19年10月16日に弁論を終結した上、同20年3月18日に判決し、遅延損害金の起算日を各50日程度繰り下げる限度で前訴第1審判決を変更し、原告らの附帯控訴を棄却した。

前訴上告審は、同21年4月23日、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定をし、これにより前訴第2審判決が確定した。

前訴住民訴訟においては、補助参加人らによる本件談合の有無、被告が被った損害の有無及びその額等が主な争点となった。本件談合の有無については、その存在を示す直接証拠はなく、専ら、本件各工事の入札が行われた時期を含む同6年4月以降に、補助参加人らを含む5社間において、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するごみ焼却施設の建設工事の受注機会の均等化を図るための基本合意が存在していたか否か、存在していたとして、その基本合意の存在とその他の間接事実から本件談合があったことが推認できるか否かが争われた。

イ 前訴第1審においては、17回の口頭弁論期日（判決言渡期日を含む。）と11回の弁論準備手続期日が開かれ、上記合計28回の期日には、原告ら代理人の内、大川弁護士が25回、小沢弘子弁護士が3回、山田弁護士が16回の期日にそれぞれ出頭した（なお、小沢弘子弁護士が出頭した期日には大川弁護士もすべて出頭しているが、山田弁護士が出頭した期日の内3回は、大川弁護士は出頭せず、山田弁護士のみが出頭していた。）。

また、前訴第2審においては、7回の口頭弁論期日（判決言渡期日を含む。）が開かれ、原告ら代理人の内、各期日に出頭したのは大川弁護士のみであった（大川弁護士は全期日に出頭した。）。

なお、前訴上告審においては、口頭弁論期日は開かれなかった。

ウ 前訴第1審においては、平成14年7月1日の第10回口頭弁論期日か

ら同15年4月23日の第4回弁論準備手続期日までの間、原告らが申し立てた文書提出命令の採否を巡る訴訟活動が行われ、第4回弁論準備手続期日において、当事者双方は、本件審判事件の事件記録の閲覧謄写許可処分取消訴訟についての最高裁判所の判断が出されてから、それを踏まえて上記文書提出命令申立につき対応を検討したいので、次回期日を同年9月中旬ごろに指定してほしい旨を陳述した。

また、原告らは、同月17日の第5回弁論準備手続期日において、公正取引委員会に対して閲覧謄写の許可申請をしている本件審判事件の事件記録の内、公開される文書の内容を検討して主張立証の書面を提出する旨、同年11月17日の第12回口頭弁論期日において、本件審判事件の事件記録の公開手続に時間を要することから、次回期日を4か月以上先にしてほしい旨、同16年4月13日の第13回口頭弁論期日において、同年3月上旬に本件審判事件の事件記録が開示されたが、審決が出されるまでは供述調書中の供述者の氏名が開示されないため、主張書面及び書証をそれまで提出できない旨、同年7月27日の第14回口頭弁論期日において、本件審判事件の審決を待つて主張立証を行う予定であるが、審決が当初の予定よりも遅れている旨、同年10月12日の第15回口頭弁論期日において、本件審判事件の審判が再開され、いつ審決がされるかが不明である旨、同年12月22日の第6回弁論準備手続期日において、公正取引委員会から近日中に本件審判事件の事件記録の一部を構成する審決案が開示されることになり、その開示を待つて主張書面を提出する予定である旨をそれぞれ陳述したほか、同17年7月15日の第9回弁論準備手続期日において、他庁の同種事件と統一的な準備書面を提出予定であったが、他庁の判決言渡期日に変更となったため、準備書面の提出期限を同年9月30日まで猶予してほしい旨を陳述した。

なお、原告らは、同年2月24日の第7回弁論準備手続期日において本

件審判事件の事件記録を提出したほか、同年5月10日の第8回弁論準備
手続期日において人証による立証は予定しない旨を陳述した。

エ 前訴第1審においては、原告らが13通（訴状を含む。）、補助参加人
らが合計21通（答弁書2通を含む。）、横浜市長が6通（答弁書を含む。）、
前訴第2審においては、原告らが10通（答弁書、附帯控訴状を含む。）、
補助参加人らが合計26通（控訴状、附帯控訴に対する答弁書2通を含
む。）、前訴第2審から原告らに補助参加した被告が2通の準備書面をそ
れぞれ裁判所に提出した。

訴状に記載された原告ら代理人（山田弁護士も含む。）の氏名の下部に
は、すべて大川弁護士による押印又は代印がされており、前訴第1審にお
いて提出された準備書面の作成名義は「大川隆司」「大川隆司外八名」「大
川隆司外8名」「大川隆司外」又は「大川隆司 小沢弘子 ほか」とされ、
大川弁護士以外の原告ら代理人の氏名の記載がない場合には大川弁護士の
みが押印をし、「大川隆司 小沢弘子 ほか」とされている書面において
も大川弁護士の押印と代印がされている。

また、原告らは、前訴住民訴訟において合計280点（ただし、枝番の
ある書証も1点として計算。）の書証を提出し、その内189点が本件審
判事件の事件記録（なお、同18年6月27日付けで審判がされた。）、
1点が本件審判事件の審決書、26点が別件訴訟等の判決書又は決定書で
あった。前訴住民訴訟において補助参加人ら又は横浜市長が提出した書証
は257点であった。

オ 大川弁護士及び本件審判事件に関連するごみ焼却炉（本件各工事以外の
もの）を発注した各地方自治体の住民であり、本件審判事件に関連する住
民監査請求を行っていた3名は、平成12年6月30日から同年10月1
2日にかけて、旧独占禁止法69条に基づき本件審判事件の事件記録の閲
覧謄写請求を順次行ったところ、公正取引委員会は、同13年3月12日

付けで上記事件記録の一部を除く部分の閲覧謄写を認める各決定をした。

これに対し、本件談合を含む談合に関わったとされる補助参加人ら5社が上記処分の取消しを求めて訴訟を提起し、最終的に最高裁判所平成15年9月9日第三小法廷判決・集民210号595頁により、上記5社の請求は却下ないし棄却された。

大川弁護士ほか2名は、それぞれ弁護士に訴訟委任した上、上記訴訟の被告となった公正取引委員会の参加人として参加していた。

- (2) 確定した前訴第2審判決は、補助参加人に対し、9億5790万円及びこれに対する平成11年5月18日から、JFEに対し、20億6000万円及びこれに対する同13年5月18日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で原告らの請求を認容するものであった。

これにより、被告には、同21年4月28日にJFEから28億7835万6164円（損害賠償金20億6000万円と遅延損害金8億1835万6164円の合計額）が、同年5月13日に補助参加人から14億3619万3904円（損害賠償金9億5790万円と遅延損害金4億7829万3904円の合計額）がそれぞれ支払われた。

- (3) 被告は、前訴住民訴訟において訴訟委任をした弁護士に対し、前訴第1審及び前訴第2審の着手金として各50万円、報酬金として100万円を支払った（なお、前訴第2審の着手金及び報酬金は、本件報酬規程に従って算定される標準額を99.6%減額した金額である。）。

また、平成18年4月1日から同21年12月28日までの間に提起された訴訟物の価額が1億円を超える他の訴訟（ただし、被告はいずれの事件においても請求を受ける側（被告）である。）において、被告が訴訟委任をした弁護士に対し支払った着手金の減額率（本件報酬規程に従って算定される標準額を基準とした減額率）は最低58.4%、最高96.3%であり、報酬金の減額率は最低59%、最高94.4%である。

(4) 被告は、本件各工事につき環境省が所管する「廃棄物処理施設整備費国庫補助金」(以下「環境省所管国庫補助金」という。)の交付を受けたほか、その内1件の工事については経済産業省が所管する「廃棄物発電促進対策費補助金」(以下「経産省所管国庫補助金」という。)の交付を受けた。

もともと、前訴住民訴訟において補助参加人らによる本件談合が認定され、補助参加人らに対する損害賠償請求が認められたことにより、経産省所管国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律15条に基づく審査が行われ、同法18条2項に基づき過大交付分の国庫への返還が命じられた。そこで、被告は、平成22年8月12日、すでに支払われた補助金額から修正後の確定額を控除した過大交付分合計874万5750円を国庫に返還した。

なお、環境省所管国庫補助金については、横浜市と環境省による協議の結果、交付決定された国庫補助金に過大交付分がなく、国庫に返還する必要がないことが確認された。

3 本件における相当報酬額の認定

(1) 前訴住民訴訟の事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間

前訴住民訴訟においては、本件談合の有無等が主な争点となったが、一般的に談合は秘密裏に行われるものであること、提出された主要な証拠は本件審判事件の事件記録であったとはいえ、前訴住民訴訟では本件談合の存在を示す直接証拠はなく、基本合意の存在等を立証し、その他の間接事実と合わせて本件談合の存在を立証する必要があったこと等の事情からすれば、前訴住民訴訟は、事案としては困難な類型に属するものといえることができる。

また、前訴住民訴訟は、訴訟が提起されてから最高裁判所の決定により終結するまでに約8年9か月を要したこと、前訴住民訴訟で提出された準備書面の通数は原告らが23通、補助参加人らが合計47通に及び、証拠の総数も500点を超えていたこと、前訴住民訴訟で提出された本件審判事件の事

件記録は、大川弁護士が旧独占禁止法69条に基づく閲覧謄写請求をして取得したこと等の事情からすれば、原告ら代理人が準備書面の作成や打ち合わせ、証拠の精査等に相当程度の時間及び労力を要したことが推認できる。

もともと、前訴第1審及び前訴第2審における弁論終結から判決言渡期日までの期間（合計約9か月間）並びに上告及び上告受理の申立てから最高裁判所の決定が出されるまでの期間は、原告ら代理人による特別の準備を要しなかったものと考えられる。また、前訴第1審においては、原告らが申し立てた本件審判事件の事件記録の提出に関するやり取りが第10回口頭弁論期日から第13回口頭弁論期日までの約1年9か月間にも及んでおり、その間に本件談合の有無に関する実質的な審理がされたとはうかがわれないし、その後、本件審判事件の事件記録が証拠として提出されるまでには更に約10か月を要し、その提出時期は、訴訟提起から約4年7か月が経過した平成17年2月24日であったほか、本件審判事件の審決等との関係で原告らの書面の提出が遅れるなどしている。しかも、公正取引委員会は、一部を除き本件審判事件の事件記録の閲覧謄写を認める決定をしたのであって、この閲覧謄写を巡る訴訟には大川弁護士が参加していたとはいえ、上記訴訟はあくまでも処分の取消訴訟として公正取引委員会を当事者として提起されたものであるし、大川弁護士以外にも2名が弁護士に訴訟委任して参加しており、上記事件記録が本件談合以外の同種案件に係る住民訴訟に利用されたこともうかがえる。さらに、前訴第2審において、被告が原告らに補助参加し、訴訟活動を行っている。加えて、前訴第1審において原告らが提出した準備書面には、横浜市長の主張に対する反論等の書面も含まれていたものと考えられるし、前訴住民訴訟における主要な証拠は本件審判事件の事件記録であり、原告らは人証による立証は予定しない旨を陳述しているなど、本件審判事件の事件記録以外に原告らが独自に収集した本件談合の存在を立証する資料があったとはうかがえない上、原告らは前訴住民訴訟における訴訟活動の内容

について十分な立証をしないのであって、前訴住民訴訟における原告らの補助参加人らに対する請求額が合計60億円を超えていたことにもかんがみると、後記(2)の認容額及び回収額に比せば、原告ら代理人が前訴住民訴訟のために要した労力及び時間が相応とまでは評価することができない。

(2) 前訴住民訴訟の判決において認容された額及び同判決の結果被告が回収した額

前訴住民訴訟においては、補助参加人に対し、9億5790万円及びこれに対する平成11年5月18日から、JFEに対し、20億6000万円及びこれに対する同13年5月18日からそれぞれ支払済みまで年5分の割合による各金員の支払を命じる限度で原告らの請求が認められた。

また、これにより、被告は、補助参加人らから43億1455万0068円（遅延損害金を含む。）を回収した。

ところで、被告は、すでに交付を受けていた経産省国庫補助金の内874万5750円を国庫に返還している。これは、前訴住民訴訟の結果、本件各工事につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律15条に基づく審査が行われ、補助金の確定額の修正により過大交付分が生じたため、同法18条2項に基づいて返還が命じられたものであり、前訴住民訴訟の判決の結果と密接に関連するものであるし、住民が訴訟を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を普通地方公共団体に対して請求できる前記趣旨や判決の結果普通地方公共団体が回収した金額はあくまでも相当報酬額を認定する際の考慮要素の1つにすぎないことにかんがみると、上記国庫返還分は被告の上記回収額から控除するのが相当である。

なお、被告は、本件談合により本来必要な金額を上回る市債の起債を余儀なくされたため、余分に起債した市債に係る金利負担分も回収額から控除すべきと主張するが、上記国庫返還分とは異なり、前訴住民訴訟の判決の結果との関連性が十分に認められないし、仮に、本件談合により被告が余分な金

利を負担したのであれば、それは損害として本件談合を行った補助参加人らに対し請求すべきものであって、相当報酬額を認定するに当たり、被告の上記回収額から上記金利負担分を控除すべき理由はない。

また、被告は、回収額は元本のみを対象とし、遅延損害金を含めるべきではないと主張するが、回収額を考慮要素とする趣旨は、地方公共団体が現に受けた利益を考慮するというものであるから、遅延損害金についても、現に回収したものであれば、これを含めるべきである。

したがって、被告が前訴住民訴訟の判決の結果回収した金額は、43億0580万4318円となり、被告は、現実にこれだけの経済的利益を受けているといえることができる。

(3) 住民訴訟の性格等

上記のとおり、住民訴訟は、住民が、自己の個人的な権利利益の保護救済を求めて提起するものではなく、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的として、自己を含む住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として提起するものであり、旧地方自治法242条の2第7項も、住民が地方公共団体に請求できる金額を訴訟を委任した弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額に止めていることからすれば、弁護士報酬額があまりに多額になることは相当でないし、通常、地方財務行政の適正化を目的としている住民訴訟の原告とその代理人弁護士の間においても、その目的に反するような弁護士報酬額の支払を求めることは予定されておらず、通常の民事訴訟における弁護士報酬額に比べて、その報酬額が低額となることも予定されているものと考えられる。実際、本件においても、原告らと原告ら代理人は、弁護士報酬につき、本件報酬規程により算定される報酬額を支払う旨、ただし、横浜市が負担する相当報酬額を超える部分については、これを免除する旨の合意をしており、相当報酬額が本件報酬規程により算定される報酬額を下回ることが予定されていたものといえる。

なお、被告は、前訴第2審において原告らに補助参加したところ、その際に訴訟委任した弁護士に支払った着手金は50万円、報酬金は100万円であった（なお、被告は、前訴第1審において被告となった横浜市長の訴訟代理人弁護士に対し、着手金50万円を支払った。）。

(4) 上記(1)ないし(3)において検討したことを踏まえ、参考として本件報酬規程による弁護士報酬額を算定すると、その金額は、合計2億0744万円（前訴第1審着手金8980万円（＝43億0580万円×2%＋369万円）、前訴第2審着手金2694万円（＝8980万円×30%）及び報酬金1億7961万円（＝43億0580万円×4%＋738万円）の合計額の70%）となる。

(5) そこで、上記のとおり検討した前訴住民訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、前訴住民訴訟の判決において認容された額、同判決の結果被告が回収した額、住民訴訟の性格、その他上記前提事実と上記2で認定した各事実に加え、上記(4)で参考として算定した弁護士報酬額等の諸般の事情を総合的に勘案すると、本件における相当報酬額（旧地方自治法242条の2第7項にいう「相当と認められる額」）は、これを1億円と認定するのが相当である。

これに対し、被告は、前訴住民訴訟が実質的に大川弁護士による本人訴訟であったと主張し、上記2(1)イ及びエのとおり、前訴住民訴訟の期日には、主に大川弁護士が出頭し、提出した準備書面等には大川弁護士のみが押印し、あるいは大川弁護士が代印をしていることが認められる。しかし、大川弁護士は、他の原告らの代理人であるから、大川弁護士の活動がすべて原告本人としての活動とは解されない。また、前訴住民訴訟の期日には山田弁護士及び小沢弘子弁護士も出頭している。さらに、通常、複数の弁護士が代理人となっている場合には、当該弁護士の間で打ち合わせ等を行い書面等を作成するものと考えられる。したがって、前訴住民訴訟が、実質的には大川弁護士

による本人訴訟であったとは認められず、被告の上記主張は採用できない。

また、補助参加人は、前訴住民訴訟における原告らの請求の認容率が低いこと、前訴第2審判決が前訴第1審判決に比して原告らに不利となったこと、他の住民訴訟において、大川弁護士が和解金額の約1.08%相当額を弁護士報酬とすることで合意したことを本件における相当報酬額の減額事由とすべき旨を主張する。しかしながら、本件における相当報酬額の認定に当たっては、上記のとおり認容額及び回収額を考慮要素としており、これは、前訴住民訴訟における原告ら代理人の訴訟活動が奏功した部分を評価するものといえるから、その関係においては、認容率は問題とならないし、前訴第2審における原告ら代理人の訴訟活動が無益であったということもできない。また、弁護士報酬額は事案に応じて個別に合意されるものであり、別件訴訟における報酬額が低額であったとしても、そのことから直ちに本件における相当報酬額を減額すべきことにはならない。

4 小括

以上によれば、原告らは、被告に対し、相当報酬額として1億円（旧地方自治法242条の2第7項に基づく弁護士報酬に係る債権は、その性質上、不可分債権というべきであるから、原告ら各自が全額を請求できる。）と訴状送達の日翌日以降の民法所定の遅延損害金の支払を求めることができる（なお、訴状送達の日翌日が平成21年7月25日であることは記録上明らかである。）。

第4 結論

よって、原告らの請求は理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第8民事部

裁判長裁判官

小 川

浩

裁判官

水 野

有

子

裁判官

坂 卷

陽

士